

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業
指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル

〈質問回答書〉

【令和4年4月22日受付分】

番号	関連書類名 頁/行	質問内容	回答
1		令和4年3月2日に公告されたプロポーザルにおいて出された質問に対する回答は、今回のプロポーザルにおいても有効と理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。 令和4年3月2日に公告されたプロポーザルに係る質問回答を再度公表します。
2	公告 9頁12～22行	基本協定が締結され、詳細な調査設計を行った結果、埋設されている給水管や排水管に漏水や破断が発見された場合、復旧に必要な費用は設計変更の対象となるか。	協議の上、必要と思われる場合は、実施要領第1の3の(6)記載の予算上限額の範囲内で設計変更の対象とします。
3	公告 9頁12～22行	基本協定が締結され、詳細な調査設計を行った結果、埋設されている電線に漏電や断線が発見された場合、復旧に必要な費用は設計変更の対象となるか。	協議の上、必要と思われる場合は、実施要領第1の3の(6)記載の予算上限額の範囲内で設計変更の対象とします。
4	公告 9頁12～22行	基本協定が締結され、詳細な調査設計を行った結果、現存のまま再利用する計画の設備や備品が使用不能であることが明らかとなった場合、更新に必要な費用は設計変更の対象となるか。	協議の上、必要と思われる場合は、実施要領第1の3の(6)記載の予算上限額の範囲内で設計変更の対象とします。
5	実施要項 18頁20～24行	現存のまま再利用した設備や備品が、指定管理期間内(5年)に使用不可能となった場合、更新に必要な費用は県が負担すると理解してよろしいか。	実施要領18頁のリスク分担表のとおり、管理上の瑕疵以外で、軽微なものを除く施設・機械等の損傷は県が負担することとしています。